

一条家古今学攷

一、はじめに

「一条家古今学」と題したけれども、大半は兼良の古今学を論ずる事にならう。ただ、あへて「一条家」としたのは、良鎮や冬良も展開には若干関与してゐるし、特に冬良は自身の古今学が存した形跡があるからである。

兼良の古今学に関しては、比較的に関しては、比較的多くのしかも詳細な論がある。それらを発表順に列挙すれば次の如くなる。

(a) 松田武夫「一条兼良と古今和歌集秘抄」(『国語と国文学』昭9・11) ↓『王朝和歌集の研究』(巖松堂||昭11・10)

(b) 片桐洋一「『董蒙抄』、『秘抄』と『愚見抄』」(『中世古今集注釈書解題(三)上』(赤尾照文堂||昭56・8)所収)

(c) 赤瀬信吾「一条兼良の古今集注釈」(『国語国文』昭56・11)

なほ筆者もかつて「『古今集董蒙抄』から『古今集秘抄』へ」『秘抄』草稿本説批判」と題して、昭和53年度和歌文学会大会で口頭発表したことがある。これは(a)の所論のごく一部に対して反対意見を述べたに過ぎぬ内容であるうへ、翌年の中世文学会で赤瀬氏が(c)の草稿ともいふべき内容の口頭発表をされ、筆者の主張を含みつつ、大きな論を立てられたため、もはや活字化する必要が全くなくなり、そのまま放擲してゐたのである。

武井和人

しかし、その後、筆者なりにもう一度資料を洗い直したり、新しい資料を調査しえたり、また、片桐氏・赤瀬氏の論に全面的には承服しかねる個所が出て来たりして、改めて論を立ててもそれほど無意味ではないと思ふやうになつた。加へて、前記口頭発表で筆者が論じた点を、(b)・(c)が全く覆つてゐるわけでもなく、論じ残された中にも顧慮すべき内容が少しはあるのではないか、と思ふのである。そこで今改めてここに論を立て、大方の叱正を受けることにしたのである。

なほ拙稿「室町期古今集古注三点」(『研究と資料』14||昭和60・12)と一部内容は重なる所があるけれども、論ずる視点や方法を変へたので、完全な重複とはなつてゐないはずである。

ただ後で詳述する如く、『秘抄』の極めて重要な伝本である桃園文

庫本が調査しえなかつたのが心残りであり、かつ不安が残る。同文庫が完全に公開された暁には早速調査で拙論を補強或いは修正したいと思ふ。

二、『童蒙抄』『秘抄』の伝本とその書誌

兼良の古今学の大要は、『古今学集童蒙抄』とその異本である『古今集秘抄』の二著作を以て知ることが出来る。この他にも後述する如く若干の学書があるけれども、それは今は略す。まづ、各伝本の書誌を記して置く。なほ、赤瀬氏が立てられた系統分類(童蒙抄+秘抄甲+丁)をそのまま活用し(この系統分類には異論がない)、一系統秘抄(戊)を追加し整理した。

【童蒙抄】

①京都女子大学附属図書館吉沢庫蔵本(YK・九一・二三・I) 列帖装1帖。26・5×18・5cm。表紙は緞子に草花の模様。表紙左に題簽が貼られ、「古今集童蒙抄」(本文と別筆)と墨書される。墨付は、第1折10丁・第2折10丁・第3折12丁・第4折8丁・第5折11丁の計51丁。遊紙が尾部に3丁。料紙は鳥の子。蔵書印は無い。本文は墨付第1丁裏から始まる所謂「冷泉流」である。1面10行。和歌1首1行。由来は確かでないが、兼良自筆と伝へる。兼良真蹟と比較して、ほぼ間違ひなからうと思ふ。この吉沢本の伝来に関しては後に又述べる。奥書が「文明八年六月中旬書写之訖/桃花老拙(花押)覚」とある。花押は兼良出家後のもの、日付と矛盾しない。

「文人」の中に一条家の末裔たちを含めることは出来ないといふことだ。それならもつと適当な表現(例えば「御家」など)があるはずで、遅くとも近世初頭には兼良自筆本が一条家を出てゐたと想像して良いと思ふ。

【秘抄・甲】

②東京大学史料編纂所蔵「古今集秘抄」

巻末に「右/古今集秘抄/東京市牛込区市谷鷹匠町 公爵一条実孝氏所蔵/昭和十年九月写了」とあり、一条家蔵本の影写本であることが知られる。元外題は「古今集秘抄」、端作題は「古今集打聞童蒙抄」とある。また奥書が「右古今集秘抄後成恩寺殿下/御作者也則此一冊御筆也可秘々/従一位(花押)」とある。この花押は特定しないが、一条家の誰かであらうか。

本書は後に述べる如く、『秘抄』の中でも最も初期の形態を保存しゐると思はれる。墨による書入れ・訂正等もま見られ、《草稿本》と考へても良いだらう。また、巻頭・巻末に、『古今集』の注釈とはあまり関係の認められない断片が1丁半分あるのも、ウブな形態を保存してゐる証拠と見做しえよう。ただ影写本であるといふ点、また内容が不完全とも思へる点など、資料的価値にやや不安を残すのも事実であり、慎重に扱ふ必要がある。

【秘抄・乙】

③慶應義塾大学斯道文庫蔵本(〇九一・ト二一・一)

列帖装1帖。26×17・7cm。表紙は白地に藍の雲紙、金泥にて山水草木・鶴を描く。題簽が表紙左に貼られ、「古今和歌集秘抄」と墨

京都女子大学で翻刻の企画があるやに仄聞する。

吉沢本が兼良自筆本であることがほぼ認められる以上、『童蒙抄』の他の伝本は無視して良いのだが、吉沢本の転写本と覚しきものなかに、吉沢本の伝來過程を知る上で貴重な証言を含む奥書がまま見られるので、それを紹介して置きたい。

(1)筑波大学中央図書館蔵本(ル・二一〇・一〇)奥書

右此一冊者一条太閤兼良公自筆/之本有好士被所持雖秘藏數年之/依為懸望一字不違書写之則遂/校合訖最可備證本者歟/寛永十五年/六月中旬/良世 ※静嘉堂文庫蔵本(五一八・一五)にも同文の奥書あり。

(2)群書類従本奥書

一条兼良公手写之本在好事人之家予得許借而自臨焉庶幾一字不差 寛文癸卯清明節 茅山人

これらの奥書より、兼良自筆と称する本(恐らくは吉沢本のこと)が、江戸初頭、「好士」「好事人」と呼ばれる人のもとに蔵されてゐたことが確認される。「良世」「茅山人」、いづれも考証しえないが、京都乃至その周辺の知識人を見て大きな誤りはあるまい。

ところで「好士」だけでも、この語は奥書・識語などによく見える。例へば「近代僻案之好士、以書生之失錯、稱有職之秘事、可謂道之魔姓」(貞応本「古今集」定家奥書)とある。この「好士」はあまり褒められないが、「好士」が広い意味での「文人」であることは、この用例からも想像出来るであらう。従つて前記の「好士」も「文人」と換言出来るかもしれない。しかし注意すべきは、

書される。墨付は、第1折18丁・第2折20丁・第3折20丁・第4折14丁の計72丁。遊紙は首部に1丁尾部に5丁。料紙は鳥の子。書箱書屋旧蔵。これも本文が墨付第1丁裏から始まる。1面9行和、歌1首1行。奥書が「古今集之釈以相伝秘説令書密勘/僻案両抄漏脱事者也堅可禁外見/後成恩寺殿下桃花老人御判」此一冊後成恩寺殿下述作者也/以当家秘本加書写早願持来/之可備證本者哉/天文第十二曆応鐘中辭日/桃花末央(花押)」と二種ある。前者は兼良のもの、後者の「桃花末央」とは、極めが説く如く一条房通のことと考へて良いだらう。

④宮内庁書陵部蔵本(鷹・三五八)

袋綴装1冊。27・3×19cm。表紙は黄土色無地の楮紙。題簽はななく、表紙左に「古今和歌集秘抄兼良公述 全」と墨書される。墨付は47丁。遊紙が首部に1丁。料紙(12行野入)は楮紙。江戸末期写。奥書は種々ある。

(a)古今集之釈以相伝秘説令書密勘僻案両抄漏脱

事者也堅可禁外見

桃花老人 御判

(b)先年書写之本去年七月火事焼出之間

以或人所伝授之本倉卒加書写者也

深秘置底無令外見矣

文龜初元仲冬上吉

(c) 文字誤等閑日披見之次改直之了可秘々努間(以下脱落アル 従一位藤(花押(模写))冬良歟

△不可出因外略▽

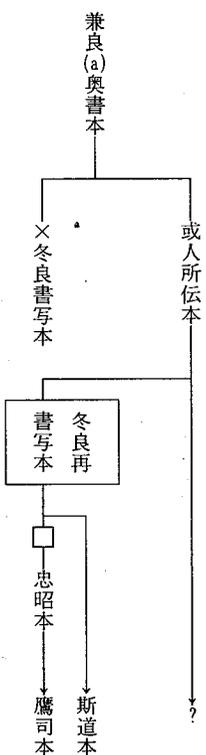
- (d) 右後妙華殿真跡之本也其書并拔書加
勘入事等悉加注細字令書寫了
- (e) 以忠昭卿本非乱筆寫以朱者愚意記早

辛子三月下吉日

(花押)鷹司政通

(a)は③とほぼ同文であり、この2本が同一の系統であることを示唆する。また、(b)の「従一位」は注記で考証のある如く恐らく冬良だらう。(e)の「忠昭卿」は未詳である(「昭」の字が読みにくく、あるいは誤読かもしれない)。

これらの奥書から、④の伝来過程がかなり複雑なものであつたことが窺はれるのである。しかも、(b)で冬良が述べてゐる焼失した「先年書写之本」、及び「或人所伝之本」と③との関係がどのやうなものになつてゐるのか、極めて微妙である。今これらの関係を幾分想像を交へ図示してみると、次の如くならうか。



【秘抄・丙】

(b)此抄後成恩寺禪定殿下御作也

以件御草本書写之仍令直付

給事等只任御本模写之尤以

可謂證本莫出窓外而已

神祇権大副兼侍従下部朝臣兼致

兼致は下部兼俱の子で、清原宣賢の兄にあたる。文明・明応期にかけて活躍した神道家である。ト部家と一条家は代々学的交流があり、兼致の『秘抄』書写は不自然ではない。本書には細字で行間等に書入があり、若干の貼紙も存する。これは奥書(b)のいふ「草本(草稿本)」と判定する根拠たりえ、事実赤瀬氏は本書を「草稿本系統」と認定してゐる。従ふべきだらう。なほ、本書の書誌は「慶應義塾図書館藏和漢書善本解題」に詳述されてゐる(阿部隆一氏執筆)。

⑦広島大学文学部国文学研究室蔵本(国文・一四三〇N)

袋綴装1冊。26・8×21・2cm。表紙は青地に紗綾型紋様。

遊紙は無く、墨付は53丁。料紙は楮斐混漉(以上、山崎桂子氏のご教示による)。本文は墨付第1丁裏から。1面12行。和歌1首1行。蔵書印より栗田文庫旧蔵と判明する。

永禄11年栴山玄佐筆。奥書が二種存する。

(a)本奥書云

古今集之釈以相伝秘説令書密勘僻

案面抄漏脱者也堅可禁外見

覚恵

桃華老人(花押)覚

⑤学習院大学文学部国文学研究室蔵「頭注密勘」(九一・五〇〇二)

書誌未精査。以下は写真版による。列帖装1帖。表紙は本文共紙。題簽・外題等はなく、端作題が「古今和歌集秘抄」とある。1面9行。和歌1首1行。本書は手鑑等に貼られる目的でか、相当数切り出されてをり、本文も欠損が多く、全貌は知りえない。一見した限りでは、書写時期は室町後期を下ると思へない。奥書が「文明十年二月上旬書之/三関老衲覚恵」とある。「覚恵」は兼良の法号である。なほ「頭注密勘」と誤認された経緯は判然としないが、箱題簽に「頭注密勘 残巻」とあり、「秘抄」の冒頭に「此集に頭注密勘といふは云々」と見えることが、その一因であらう。

【秘抄・丁】

⑥慶應義塾大学図書館蔵本(一一〇X・八九)

袋綴装1冊。27・6×21・5cm。表紙は白地に藍の流水。題簽はなく、表紙左に「古今和歌集秘抄」と墨書される。墨付は55丁。遊紙は首尾各1丁。料紙は楮斐混漉。蔵書印に「天下/無双」(方未印)とあり、寺田望南旧蔵であることが分かる。1面12行。和歌1首1行。本文は墨付第1丁裏より。巻末に別筆による歌語注(歌林良材集)からの抜粋(?)が置かれてゐる。ト部兼致筆。奥書は次の通り。

(a)古今集之釈以相伝秘説令書

密勘僻案両抄漏脱事者也

堅可禁外見

桃華老人御判

(b)右一帖本書者半ヲ分テ前者真存

法師奥者珠全公而筆跡也今寒

汀斎珠玄隨已候斗此道無殘愚老

相伝之条書写斗同校合汀公兩日

令成就之者也

五十七歳書之栴山安藝入道無分斎

玄佐(花押)

永禄十一年五月十八日

真存・珠全・栴山玄佐、いづれも薩摩の連歌師である。『秘抄』の伝来にこれらの(あへていへば周縁的)連歌師がかかはつてゐた事実は、逆に『秘抄』の性格のある側面を示唆しよう。

なほ、本書を赤瀬氏は「清書本系統」と位置づけられるが、ここでは判断を留保し、各伝本の比較・検討を通じて、改めて考へてみたい。

【秘抄・戊】

⑧宮内庁書陵部蔵「古今集童蒙抄」(二五五・一〇七)

書陵部における登録書名は「童蒙抄」であるが、実際は『秘抄』。赤瀬氏は『秘抄』の伝本に数へてゐないが、片桐氏が既に前掲書で「第二類の『童蒙抄』と第四類の『秘抄』乙の間に位置せしむべきではないかと考へたりする」と述べてゐる。位置づけは今は何はないとして、『秘抄』と認めることは賛成である。袋綴装1冊。23.7×18.6cm。表紙は雲紙。題簽はなく、表紙左に「古今集秘抄」と墨書される。扉題・端作題も「古今集秘抄」。墨付は58丁。遊紙が尾部

に1丁置かれてゐる。料紙は楮紙。1面10行。和歌1首1行。江戸中期写か。奥書が「桃叟／後成恩寺殿御抄也堅可禁外見者也／前大僧正」とある。「桃叟」は兼良、「前大僧正」は曼殊院良鎮のことと思はれる。注目したいのは、奥書の内容が秘抄乙丁のものとはかなり異なるといふ点である。しかし、後述する如く、確かに本書はどちらといふと「秘抄」のだが、内容は極めて特異なものであり、そのことは奥書自体からも察することが可能である。

以上の他に、かつて松田氏が前掲論文の中で紹介された、三条西家蔵公条筆本がある。現在行方が分からぬ伝本であるので、氏の紹介文を引用して置く。

三条西家に秘蔵される三条西公条筆の古今集秘抄は、古秘抄と外題し、これ亦兼良本から書写された系統のもので、「古今集釈以相伝之秘説云々」の奥書のみ記してゐる。即ち本書は冬良本(④)や房通本(③)以外の伝来を示すもので、古今和歌集秘抄の研究上貴重すべき有力なる一古写本である。

この公条本の行方は不明だが、東海大学附属図書館編・発行『桃園文庫(和装本)目録―事務用―』(昭和54・9)に「一八九〇 古今和歌集秘抄 龜鑑云三条西公条筆古今集童蒙抄は古今集童蒙抄の最古の古写本なり」と見えるものと同一か。残念なことに桃園文庫は現在非公開であり、調査不能である。

三、先行諸説とその吟味

『童蒙抄』『秘抄』を最初に論じられたのは、松田氏(a)の論文である。今その要をとれば、次のやうにならう。

(1) 松井簡治博士蔵『古今集榮雅抄』の書人に「脱漏抄 兼良公」なる注が六箇所引用されてゐる。内、四箇所の注に関しては『童蒙抄』と一致するが、残り二箇所の注は一致せず、『童蒙抄』とは別個の注釈書として認めて良いやうである。

(2) 事実、『秘抄』と題する異本『童蒙抄』が伝来する。大島本・図書寮本・三条西家本等。

(3) 書名・奥書等より、『秘抄』は秘本として伝へられ、最も正統な系統に立ち、『童蒙抄』は、啓蒙的なものとして、世間に示されたものであることが想像される。

(4) 注の内容は、二条・冷泉両派の何方にも即かぬ批判的な性格を帯びる。

(5) 確かな証拠はないが、『秘抄』が先に成立したものであらう。

(6) 『秘抄』の方が全体で28項目の増加を示してゐる。

(1)(2)(6)は誠に貴重な指摘であり、現在でも何ら修正の必要が無い。しかし、(3)(4)(5)は問題を含み、就中、(5)と(6)は矛盾するとも考へられるので、以下のこの点を中心に問題を整理し、松田説を批判してみたい(なほ、前掲の筆者の口頭発表は以下の内容を主としたものであった)。

(3)でいふ両注の性格付けは、やや性急であつたやうだ。確かに、『童蒙抄』においては、序文の「童蒙の求によりてかきを侍れは」(吉沢本による。以下同様)といふ表現(因に、『秘抄』にはこの部分が無い)あるいは「書名」自体が暗示する如く、啓蒙的な性格が成立時に於いて付加されてゐた可能性は高い。しかし、だからといって、『秘抄』が正統かどうかは別問題である。

更に大きな疑問は(5)で、松田氏が主張されたこの説が、その後筆者の発表時まで定説となつて来たのだから、問題は深いといへよう。

松田氏は(5)の根拠を明確には述べられてゐないが、あるいは(3)にひかれての立論かとも想像される。しかし、(6)を虚心にながめるならば、通常の注釈書の変貌は寡↓多であり、松田氏が説かれる如き多↓寡は極めて稀なのだから(抄出の意図が明確なら別)、『童蒙抄』↓『秘抄』と見做す方が自然である。

ただ後に赤瀬氏が詳しく論じられたやうに、『秘抄』といへども一枚岩の如き系統を示さず、内部が微妙な「揺れ」が見られ、問題は更に複雑な様相を呈してゐるのである。そこで次に、各伝本間の出入りを表にまとめてみた。また参考までに、『顕注密勘』『僻案抄』にその注が見られるかも記した。

※△は注の一部が存する場合、▲は切り出され存否不明、×は注が無い場合。また、秘抄・甲は残闕本と思はれ、現存本になくとも原本にはあつた可能性もあるので、存否不明と解し?で示した。

歌番号	所		注	
	秘抄甲	童蒙抄	秘抄乙	秘抄丙
一	?	×	?	▲
二	?	×	?	▲
七	?	×	?	▲
八	?	×	?	▲
八	?	×	?	▲
一一	?	×	?	▲
一二	?	×	?	▲
二一	?	×	?	▲
二二	?	×	?	▲
二五	?	×	?	▲
四三	?	×	?	▲
五三	?	×	?	▲
五三	?	×	?	▲
六三	×	×	×	▲
六八	×	×	×	▲
七一	×	×	×	▲
八五	×	×	×	▲
九〇	×	×	×	▲
九五	×	×	×	▲
一〇八	×	×	×	▲
	顯	僻		

第一に、『童蒙抄』ではなく『秘抄』に見える項目があるといふ点である。煩を厭はずに、歌番号を列挙すれば次の通り。

一一二・一七二・一九〇・二三六・三三六・四三六・四四一

これらは、『童蒙抄』になく、『秘抄』の全諸本が有する注であり、『秘抄』の一本でも有する場合は除外してある。かかる基準を緩めれば、この数は更に多くならう。ただし、表を熟視すれば直ちに了解される如く、この変化は直線的なものではなく、かなり蛇行してゐたと覚しい。即ち、

童蒙抄(略本) ↓ 秘抄(広本)

といふ図式は、大局的には認めうる(具体的に注文を比較すれば、更に補強される。次節参照)としても、一気に『秘抄』が成立したとはいへないほど、『秘抄』諸本間の出入りが激しく、(童蒙抄 ↓ 秘抄)といふ二元論では実態を把握しかねる、といった方が相応しい位なのである。

第二に、更に問題なのは、巻19においては、『秘抄』の方が注が少なくなつてゐる事実である。歌番号で示せば、一〇二五・一〇三〇・一〇四〇の3首である。この事実は、3首といふ全体から見れば無視しうる程の数とはいへ、意味する所は甚だ重大である。このことは、後に詳述したい。

第三に秘抄・戊として置いた⑧の扱ひだが、『童蒙抄』『秘抄』いづれにも近いといへる。例へば、四三六・四四二の4首を有するといふ点から見れば、明らかに『秘抄』に近いが、一方一一二・二五四・五八四の如く、『童蒙抄』と⑧だけが注を欠く場合もある。仮に

検討し結論を得られてゐる。

(1) 『童蒙抄』 ↓ 書陵部本 『秘抄』 (一五五・一〇七) ↓ 鷹司本 『秘抄』 鷹一〇七)といふ変化を認めよう。

(2) 序文に関しては、『童蒙抄』はまつたく同じであつた書陵部(一五五・一〇七)本 『秘抄』は、歌注において鷹司本 『秘抄』などのはゆる第三類と一致する傾向がある。

(3) 兼良の『古今集』注釈は一つであり、それを書写するにあつて、少しづつ変化を加へ加筆訂正した。

(4) 京都大学本 『愚見抄』は、『童蒙抄』により近く、『僻案抄』にない部分を注するといふ『童蒙抄』の最も初源的な段階に発してゐるといふ推測も成り立ちうる。

いづれも貴重な指摘であり、傾聴に値しよう。特に、秘抄・戊の特異な位置を確認された業績は大きい。ただ、片桐氏の説かれる如く、『童蒙抄』と『秘抄』との間に位置せしめうるかどうか、筆者にはやや疑問が残る。我々は伝本の系譜を想定する場合、単線として理解することが多い。事実、実際にもそのやうな場合がほとんどであるが、兼良の場合、放射状に諸本を位置せしめた方が妥当と思はれることもある。つまり、原本を手元に置きつつ、書写する際に各々の伝本の行先やその当時の兼良の力量などを反映されて、一つ一つの本を執筆していった、と考へるのである。ただ、その場合でも、『童蒙抄』 ↓ 『秘抄』といふ流れを否定する必要はない。あへて如上の系譜を図式化すれば、

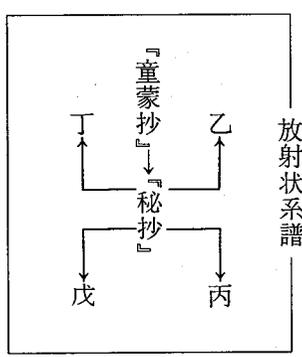
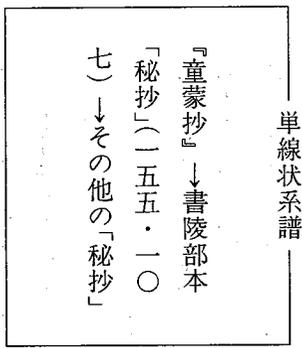
『秘抄』の一系統とするにしても、傍流に位置すると見做した方が無難だらう。

第四に、最広本は秘抄・丁といひうるが、これとて⑥と⑦ではかなりの相違が見られ、一類として括りうるか若干の不安が残る。しかし、ほぼ同文の奥書を有するといふ事実も無視しがたい。

第五に、秘抄・甲は確かに異質の内容で、略本といひうるかもしれない。ただ現存本の内容が少ないからといつて、原本においてもさうであつたかどうかは別問題とすべきであらう。といふのも、書写の際に抄出された、あるいは親本が残闕本であつた可能性も残されるからである。で示した注などは、原本においては存してゐた可能性がむしろ高いかと思ふ。

以上、表から帰納しうる事柄を列挙したが、総じていへることは、書写の際の誤脱といふことを考慮に入れたとしても、兼良自身のかなり複雑なしかも数回にわたる手入れを想定しなければ、かかる現象は説明しにくい、といふことである。例へば、『歌林良材集』の諸伝本で見られたやうに、兼良は自著を与へる場合、こまめに筆を加へたことは確実で、『秘抄』においても同様なことが行はれたと考へてきた不都合はないやうに思ふ。手入れ(多くは増補)の実態については、次節にて詳述する。

次に、『童蒙抄』『秘抄』に言及されたのが、片桐氏(b)論文である。片桐氏は赤瀬氏の口頭発表「一条兼良の古今集注釈について」(昭和54年度中世文学会秋季大会)の内容を踏まへられ、次の諸点について



とでもならうか。

(4) で指摘された『愚見抄』は仮名序及び巻20のみの小さな注釈書であり、巻20の注は、単独で彰考館・神宮文庫にも蔵される。極めて重要な資料と思はれるので、ここで各本の書誌のみを紹介し、次節以降で詳細に検討したい。

① 京都大学附属図書館中院文庫蔵「古今秘抄」(中院・VI・六〇) 袋綴装1冊。17・6×24・6 cmの横本。表紙は黄土色無地。外題が表紙中央に「古今秘抄/後成恩寺殿御撰也」と墨書される。端作題「古今和詞集秘抄」。遊紙は首尾に各1丁。墨付は35丁だが、28丁裏までが仮名序注、以下が巻20の注である。巻20の注の前に「愚見抄」と端作題がある。料紙は薄様。1面16行。巻頭に「男爵住友吉左衛門寄贈」の印がある。奥書は、

(1) 古今集愚見抄一帖依有数
寄志附属良鎮大僧正堅
可禁外見者也

桃華老人〔御判〕

(2) 此道璧玉末代龜鑑不可過之
然而同熟器之節令附屬英
固法印一子之外受不可傳之
者也

延徳第二曆仲秋下旬

前大僧正〔御判〕

② 神宮文庫蔵「古今集釈義」〔文・五二八〕

国文学研究資料館蔵マイクロフィルムによる。『古今和歌集秘
曲』と合写。注意すべき多数の奥書を有する。

(a) 古今集愚見抄一帖依有数寄
之志附屬良鎮大僧正堅可禁外
見者也

桃花老人御判

(b) 古今和歌集秘曲〔并〕両卷奉從故

入道大殿以相伝之旨不残一事

大中大夫藤原宗朝臣授与之高堅

可禁外見者也

永正二年九月十六日

桃竹禿居士〔花押〕良鎮？

(b) さらに又富の緒川のすゑうけてたえぬちきりをむすひかへて
ん

返哥

いまもなをとみのをかほのたえすしてふかきちきりをむすひ
てそしる

(d) 写本云

右此二十卷ノ注釈義タリトイヘトモ

一条禪閣〔御俗名兼良ノ御法名覺惠〕不辱以往智者有

職タルニヨテ此奥ニ注シ侍リ又但私ノ本

タル間窓下ニ秘スヘシ

覺惠〔在判〕

(e) 右覺惠法印以自筆再三令

校合尤可為證本者也

祐海法印依懇望重而

加奥書令相伝早

一閑軒

法橋栄清〔印〕

(f) 右以祐海法印御本委書

写焉且為校正合朱了

干時寛文十一年臘月九日

高向氏光屋

以上の奥書から、兼良↓良鎮↓藤原良宗↓覺惠↓法橋栄清↓祐
海法印↓高向光屋といふ相伝・伝来過程が想定出来る。兼良↓
良鎮までは①と同じだが、以後が異なり、そのためか①と若干
の異同が認められる。

③ 彰考館蔵「古今大歌所抄」〔已一八・〇七五二一六〕

袋綴装1冊。26・6×18・2cm。表紙は紺無地。題簽が表紙左
に貼られ、「落書露頭ノ古今大歌所抄ノ「二字分割離」抄」と墨
書される。端作題も「古今大歌所抄」。合写されるものと墨
付丁数は、『落書露頭』33丁、『古今大歌所抄』5丁、『莫伝抄』
17丁の計55丁。料紙は楮紙。1面9行。江戸中期写。奥書は、

古今集愚見抄一帖依有数寄之志附屬良鎮

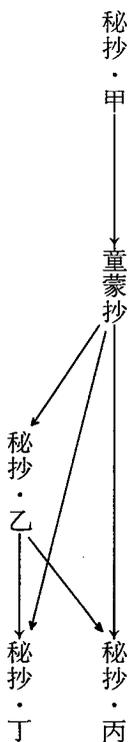
大僧正堅可禁外見者也

桃華老人

とあり、(1)と同文である。内容は巻20の注だが、①②とは細部
にわたり、かなり異なる。単なる抄出本とも見做しがたく、成
立過程はなほ不明とすべきか。

最も近時の論としては赤瀬氏(c)論文である。氏の論は次の三点に
要約されよう。

(1) 兼良の古今集注釈は、左図の如き順序で改変されて行つた。



(2) 秘抄・丁以後、宗匠家や秘事口伝に対する批判的姿勢が次第に
後退してゐる。

(3) 秘抄・乙以後、啓蒙的な注説が次第に増加してゐる。

(1) に関しては、片桐氏の修正意見があつたし、筆者も次節以降で
改めて検討するのでここでは言及を省略したい。(2)(3)は、現象の指
摘といふ次元に限定すれば、ほとんど問題はなからうと思ふ。赤瀬
氏の論拠は序文と「ちりひち」(仮名序注)の二点に限られてゐるが、
ことを歌注を含めた全体に拡張しても、さしたる修正の必要は無い
と思はれる(ただ、「啓蒙的」という括り方が最も妥当かどうかは、やや
微妙な問題を孕むかもしれない)。

特に(2)を敷衍した「宗匠家からの反発に備えて慎重な態度を取ろ
うとの意識が強く働いたとも考えうる」「二条流の説に対する自分の
無理解、ひいてはより一般に宗匠家の説といったものに対する無理
解を、漠然とながらも自覚し始めたからなのではあるまいか」とい
ふ指摘は、単に『童蒙抄』『秘抄』の書誌にとどまらず、兼良の思想
解明に頗る有益な示唆を与へるものであつた。

しかし、(2)の説明の仕方としてもう一つの道がありえたのではあ
るまいか。それは最晩年の兼良にとつて、もはや宗匠家に対する批
判的口吻をものする必要がなくなつた、といふ見方である。つまり、
兼良が宗匠家の口伝・秘事の権威の前に屈伏(?)していつたと見る
のではなく、それら乗り越えたと見るのである。確かに赤瀬氏も
引かれる如く、『東野州聞書』に「(堯孝曰、兼良ホド)今の世には、
かやうにひろく物を見しむ事不可有。まことに天下の御宝と申
されしと。和歌の道の御口伝のなき事を法印(堯孝)歎じ申せしなり」
と、兼良に相承の口伝が無い事を堯孝は嘆いてゐるけれども、それ
はあくまで二条派からの兼良評であつて、兼良自身もさう自覚して

るたかどうか。宗祇以後と異なり、室町中期あたりまでの古今学は、もう少しユトリのあるものでなかつたか、とも思ふのだ。それに例へば『柿本備材抄』などに散見する宗匠家を相対化したやうな言辞などを想起すれば、ことはそれほど単純ではないと思ふ。

以上、今までの諸説を簡単に整理し、各々の問題点を指摘して来た。次節以下では、あまり従来論じられることの少なかつた歌注の比較を通して、兼良の加筆のメカニズムを解明して行きたい。

四、兼良古今学の変貌過程

『童蒙抄』『秘抄』間に見られる相違を検討する前に、両注における大前提について確認をし、その問題点を考へて置きたい。兼良は序文で次のやうに述べてゐる。

此集に『顕注密勘』といふは、顕昭法師が注したるを、京極中納言ひそかに是非を勘つけられたれば、歌の義理にきては、事つき侍り。又、ひさしく世間に流布せれば、みのごす人もあるべからず。このほかに『僻案抄』といふ物は、三代集の難義を、これもおなじ中納言のか、れたる物也。うちまかせては世にひろまらざれども、近年き、つたへうつしをける人も侍るにや。故に、此二の抄にのせたる事は、おなじ事をかくべきにあらずれば、この抄には一かうもらし侍るべし。(童蒙抄)

即ち、『顕注密勘』『僻案抄』に注のある歌は、「一かう」加注を省略したといふのである。ところが、前節所掲の諸本対照表を一覧す

あるといへども、あへて加注したことに、あまり疑義を挿むべきではないかもしれない。しかし残る3例はやや不審である。次にその一例として、七七三番歌の場合を見てみよう。

〔恋五〕

〔顕注密勘〕*日本歌学大系・別巻五

さ、がにとは蛛也。蜘蛛ともかけり。くも也。蜘蛛さがりて待人来といへり。衣通姫の御門をこひ奉てよめる歌、

わぎもこがくべきよひ也さ、がにのくものふるまひそらに
しるしも

又摩訶止観にも蜘蛛降雨而有「喜事」といへり。いましははいへるは、今しばしと云べきに、しはと云に字をすてたり。わびにし物をとは、待はわびしかりし物をかく物をたのむると読り。おもひはなちたるに、くものか、るわびしさをおどろかすにである也。

おもひたえつるに蜘蛛のか、る中くなるよし所存に同じ。今しは、今しばしと云詞には侍を、此歌にてぞ猶心えがたく、うたがひおもへど、師説にあらざれば定がたし。

〔僻案抄〕*日本歌学大系・別巻五

今しはと、春部に誰しかもの詞のごとし。今はと、思きりてわびにし物を、さ、がにの、又人をまつべきやうに、我をたのむるといふよし也。万葉集四、

今しはよ名のをしけくも我はなしいもによりてはちへにた

れば明らかなる如く、二・五〇八・七七三・一〇〇三の4首は『顕注密勘』『僻案抄』共に注を付し、しかも『童蒙抄』『秘抄』すべての諸本も注を付す。

室町時代語として「一かう」の語義は、『時代別国語大辞典』によれば、

- ①心をその事だけに集中して、それを実行することに専念するさま。
- ②いろいろあるべき事態について、差異のある面を無視するなどして、どれも同じ取扱ひをするさま。
- ③事態がある一つの方向にのみ進んであらはれ、全体に及ぶさま。
- (1)一方に偏した事態のみにすべてが統一されてゐるさま。
- (2)まさにその事態以外の何もでもないさま。
- ④関係する事態のすべてにわたつて、全面的になされるさま。
- ⑤打ち消しの言ひ方を伴つて、全面的に否定する意を強調して表す。

などがあるといふ。この場合は④あるいは⑤だらうが、いづれにしても強い語勢を伴つてゐることは疑ひない。これほど強い宣言にもかかわらず4首の例外があるといふことは、やはり問題とすべきであらう。しかもこの4という数は、最も少なく勘定した場合で、最も多く勘定すると41首になる、といふことも念頭に置かねばなるまい。

この内二番歌は例の貫之の「袖ひちて」であり、古来種々の議論があり、当代でも三季説・四季説の対立があつて、両抄に既に注が

つとも

今はといふべきを、いましとよめる證歌也。今しばしといふ心にあらず。

〔童蒙抄〕*吉沢文庫本

いましはの詞、顕注はいましばしといふ心に釈し侍り。定家卿の所存は『僻案』にみえたり。

定家は『顕注密勘』の段階では、「今しは」の判断を留保したが、『僻案抄』になると證歌を得て「今は」説に落ち着いたと覺しい。

一方兼良の注は、顕昭と定家との間で意見の対立があつたことを示唆するにとどまる。しかし良く考へてみると、顕昭と定家の意見の対立なら、この歌に限らず、『顕注密勘』の過半を覆ふといつても過言ではあるまい。即ち、ここで問ふべきは、何ゆゑこの歌に限つてかかる示唆がなされたのか、といふことである。ここで参考になるのが、秘抄・甲の注である。片桐・赤瀬両氏によつて、最も始源的な形を保存すると認定された伝本であるが、七七三歌注においてもその事は同様に成り立つやうである。

〔秘抄・甲〕

いましはの詞、顕注にはいましばしといふ心に尺せり。〔僻案抄〕に定家卿の所存はみえたり。密勘の心は、今はと云詞に例のし文字をくはへたる心と思より侍れど、師説にあらざれば、しかとさだめがたし。かの所存にはなをうたがはしきと詞をのこしてか、れ侍り。

『童蒙抄』『秘抄』では誠に素つ気なく注されてゐるが、秘抄・甲

からは兼良の思念のたゆたひすら感じられ、頗る興味深い。

しかし依然として先の疑問——何ゆゑこの歌に限つてかかる示唆がなされたのか——は解決されてゐない。筆者にも妙案があるわけではないが、「いましは」といふ歌語に兼良が学的関心を抱いてゐたことは、『歌林良材集』の次の如き注文を見れば、間違ひないと思はれる。

【歌林良材集】*松平文庫蔵永正5年奥書本

一 いましは、定家卿云、いまはと云詞にし文字をそへたる也。頭昭、今しばし也

これは恐らく、兼良における和学全体を論じなくては解決不可能なのだらう。本書でもこれまで、『歌林良材集』『柿本備材抄』『和秘抄』間の共通項を指摘して来たが、これに『童蒙抄』『秘抄』等をも加へるべきである。しかも、見方によつては、兼良に古今学よりも己が和学総体を重視した節もある(序文で宣言した原則をもあへて破つたといふ意味で)。それはともかく如上の現象は、兼良の学問が本来言葉の正しい意味で総合へ傾斜するものであつたことを、我々に知らしめるものである。

○ ○

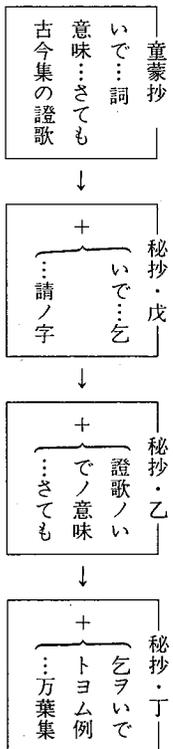
『童蒙抄』から『秘抄』への転位の過程を見てみると、先の例と同じく、『歌林良材集』が介在してゐたことを窺はせる場合がままあることに気付く。その一例を示して置かう。

【いで我を人などがめそ大舟のゆたのたゆたに物思ふころぞ(恋一・五〇八)】

【秘抄・戊⑧】

いで乞也。請という詞也。さてもなどいふ心也。いで人は事のみぞよき月草のうつくし心は色ことにして。

以上、厳密な比較を行ふために、煩をいとはず諸注の全文を掲げた。これらから、転位の過程を推定すれば、



とならう。ここでも兼良は徐々に自説の補強を行つたと覺しい。

一方、『歌林良材集』の注文は次の如きものである。

いで 万葉ニハ乞の字をかきていでとよめり。請心にや。又さてもなどいふ心になへる哥もあり。(證歌省略)

即ち、『童蒙抄』よりは『秘抄』に明らかに近く、秘抄・丁に最も近い。この現象は、次のやうに説明出来るのであるまいか。

最晩年の兼良学の一領域に、古代語研究があつたのだらう。兼良は諸文献(万葉・勅撰集・私家集・歌合・物語等)の用例を博搜し、語義の確定に努めてゐた。その成果を、例へば古今集注釈書の改訂作業において取り入れ、一方歌語辞典の趣がある『歌林良材集』にも取り入れた。

我々は個々の文献に目を奪はれがちで、様々な現象をその文献内

【童蒙抄】

いで詞也。さてもなどいふ心也。此集歌、いで人は事のみぞよき月草のうつくし心は色ことにして。

【秘抄・乙③】

いで乞也。請といふ詞也。又さてもなどいふ心也。いで人は事のみぞよき月草のうつくし心は色ことにして。これはさてもといふ詞にかなへり。

【秘抄・乙④】

いで乞也。請といふ詞也。又さてもなど云心也。いで人はことのみぞよき月草のうつくし心は色ことにして。これはさてもと云詞にかなへり。

【秘抄・丙⑤】

いで乞也。請という詞也。又さてもなどいふ詞也。いで人はことのみぞよき月草のうつくし心は色ことに(以下切り出サレテ本文闕)

【秘抄・丁⑥】

いで乞ふ心也。万葉に乞の字をかけり。又さてもなどいふ心にもかよへり。いで人はことのみぞよき月草のうつくし心は色ことにして。これはさてもなどいふ心にかなへり。

【秘抄・丁⑦】

いで乞ふ心也。万葉に乞の字をかけり。又さてもなどいふ心にもかよへり。いで人はことのみぞよき月草のうつくし心は色ことにして。これはさてもなどいふ心にかなへり。

部だけで解決しようとする傾きがあるが、こと兼良の場合はこの方は甚だ具合が悪いやうである。

赤瀬氏の説に従へば、かかる現象も啓蒙の一環と解すべきなのかもしれないが、筆者の見るところ、『童蒙抄』の段階では、『万葉集』の「乞イデ」といふ用例にはいまだ気付いてゐなかつたと思はれ、啓蒙とはいへないやうに思ふ。

次に、秘抄・甲を含めた転位の様相を見てみよう。

【流れては妹背の山の中におつる吉野の河のよしや世の中(恋五・八二八)】

【秘抄・甲②】

ながれてとは、末の世までの事也。よしや世の中といはんとて、よしの川をいひ出せり。よしやとは、これまでと思さだめたる詞也。

【童蒙抄】

ながれては、末の世までの心也。よしの川は、よしや世の中といはんため也。よしやとは、これまでとうちすてたる心也。

【秘抄・乙③】

ながれては、末の世までの心也。ながれての世を、さりとともたのみたれど、たのみがひもなきゆへに、よしや世中と恨たる也。よしの河は、よしや世中とはいはんためなり。よしやとは、これまでとおもひとりて人を恨たる心也。

【秘抄・乙④】

流ては、末の世までの心なり。よし野、川は、よしや世中といはん為也。これまでと思ひとりて人を恨たる心也。「なかれての世を、さりとともたのみたれど、頼みがひもなき恋に、よしや世のなかと恨たる也」

〔秘抄・丙〕

〔切り出サレテ本文關〕

〔秘抄・丁⑥〕

ながれては、末の世をいふ心也。へよしの川は、よしや世の中といはんため也。「なかれての世を、さりとともたのみたれど、たのみがひもなきゆへに、よしの世の中とくらみたる心也」よしやとは、これまでとおもひとりたる心也。

〔秘抄・甲⑦〕

ながれては、末の世をいふ。よしの川は、よしや世中といはんため也。ながれての世を、さりとともたのみたれど、たのみがひもなきゆへに、よしや世中とくらみたる心也。よしやとは、これまでとおもひとりたる心也。

〔秘抄・戊⑧〕

ながれては、末の世までの心也。よしの川は、よしや世の中といはんため也。よしやとは、これまでとおもひとりて人をうらみたるこゝろ也。

以上の比較から、次の事がいへよう。

(1) 秘抄・申の、他の諸本と異なる点は、「なかれてとは、末の世までの事也」の「事」で、他はすべて「心」と作る。

とよめり。下の「ゆきげの水」(三三〇)「もおなじよみやうによりて、冬にもきゆるとよむべきにこそ。」

〔秘抄・乙③〕

雪の消をば、いまの世には春の心に用たれど、ふるくは冬も消るとよめり。下の「雪げの水」もこれにおなじ。

〔秘抄・乙④〕

雪の消をば、今の世二ハ春の心に用たれど、古くは冬も消とよめり。下の「雪げの水」もこれに同じ。

〔秘抄・丙⑤〕

雪のきゆるをば、いまの世には春の心にもちゐたれど、ふるくは冬も消とよめり。下の「雪げの水」もこれに同。

〔秘抄・丁⑥〕

雪の消をば、いまの世には春の心に用たれど、ふるくは冬も消とよめり。下の「雪げの水」もこれにおなじ。

〔秘抄・丁⑦〕

雪の消をば、いまの世には春の心に用たれど、ふるくは冬も消とよめり。下の「雪げの水」も是におなじ。

〔秘抄・戊⑧〕

雪の消をば、いまの世には春の心に用たれど、ふるくは冬も消とよめり。下の「雪げの水」もこれにおなじ。

ここでは、童蒙抄と秘抄といふ対立が明らかに傍線部において認められる。特に注意すべきことは、今まで『童蒙抄』と『秘抄』の間の子的本文状況を呈して来た秘抄・戊が、ここに限つては『童蒙

(2) 注文の内容から、以上の伝本を大きく二つに分ければ、次のやうにならう。

秘抄・甲
童蒙抄
秘抄・戊

↓
+ 流れての世を、さりとともたのみが
たけれど、たのみがひもなきゆへ
に、よしや世の中と恨みたる心也
秘抄・丁

(3) 上掲の「流れて……」の部分で細字乃至割り注形式にしてある

諸本があり、兼良の加筆の形態を保存してある可能性が高い。

(4) ⑦のみ、「なかれては、末の世をいふ」といふ、特異な本文を有してをり、兼良加筆の最終的形態かとも思はれる。

(5) 秘抄・甲戊および童蒙抄は、やはり秘抄諸本から距離があり、同一の系譜に並べることが難しい。

ここでも、諸本の関係が単純でないことが明らかになった。

こくまれではあるが、『童蒙抄』の方が『秘抄』よりも注文の多い場合がある。その一例を示してみよう。

「ふる雪はかつぞけぬらしあしひきの山のたぎつせ音まざるなり
(冬・三二九)」

〔童蒙抄〕

雪の消をば、いまの世には春の心に用たれど、ふるくは冬も消

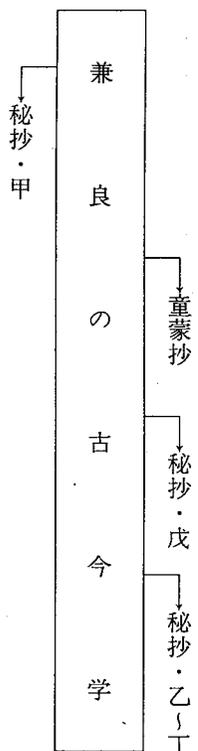
抄』と一線を画し、『秘抄』の一伝本たる姿を見せてる点である。

兼良がなにゆゑ省筆に至つたのか、その心理的乃至学的背景は即断し難いが、『童蒙抄』の「よむべきにこそ」といふ口吻から察するに、なほ断定は憚られたものではあるまいか。その後考察を更に加へ『秘抄』の「これに同じ」といふ断定に至つたと覚しい。

以上、引用を主として比較・検討を行つて来たが、赤瀬・片桐氏の立てられた諸本系譜は概ね認められるやうである。しかし、両氏の説かれるが如き図式、

秘抄・甲↓童蒙抄↓秘抄・戊↓秘抄・乙丙丁

は、概念としては認められるものの、実際にそのやうな順序で成立していつたとは思へない。前節で示唆した放射状系譜が最も実態に近いのではないか。▲放射状▼といふ観点を強めて今一度図示すれば、



とでもならうか。つまり、兼良の古今学なるものは動きつつあるもので、その一断面が『童蒙抄』であり種々の『秘抄』群であつて、注釈書から注釈書へといふ変貌を想定するよりは、注釈といふ行為を基にしつつ著作が出現していつた、と考へたいのである。ちなみに、右図で秘抄・甲を左側に掲げたのは、右の三系列と比

べて、やや異質な感じが拭へないからであり、秘抄・甲は完本乃至原本の出現をまつて、あらためて考えてみたい。

五、巻19の問題

前節で指摘しておいた問題点の内、巻19における『秘抄』の注文削除について考へてみたい。

その歌は一〇二五・一〇三〇・一〇四〇の3首であつた。巻19を兼良が特別視してゐたことは、すでに序文に明らかである。

仮名序の詞、ならびに第十九・廿の巻、そのほか巻々へのこれら事どもをひろひて、いさゝかしるし侍るべし。(童蒙抄ニヨル、秘抄モ同文)

ここで兼良が別に扱つてゐる巻の内、仮名序は鎌倉以来の伝統で兼良の独創といふわけではないし、また『顕注密勘』『僻案抄』が仮名序注を闕くといふ特殊な事情をも踏まへてのことだらう。問題は巻19・20である。『顕注密勘』『僻案抄』がこの両巻の注釈に關し、特別冷淡といふのなら話も別だが、実際はむしろその逆で、質量とも顕昭・定家が特に意を注いだ巻々と思はれる。ならば疑惑はますます広がるばかりである。

巻19・20を神聖視する考へが兼良と同時代にあり、以下は全くの想像だが、兼良はその時代の風潮に影響されたものではあるまいか。その考へとは、例へば次のやうなものである。

廿卷事、此卷は一段有子細事也。一九卷の雜躰も余集にかは

れり。殊此卷は神道王道兼てあみたる巻也。(両度聞書)

『愚見抄』でも巻20だけを独立させて伝へてゐることは既に見た通りである。常緑や宗祇の場合は、『両度聞書』の表現からある程度の思想的基盤が窺へるけれども、兼良の場合ははつきりしない。

一つ憶測を記せば、巻19・20は常緑・宗祇らがいふごとく、『古今集』の中では別格の巻と見做しうる。それを別の言葉でいへば、『古今集』におけるカスオと見做しうるといふことだ。兼良が特にこの両巻に心惹かれた遠因も、こんなところにあるのではないか。

事実兼良自身『愚見抄』で「此集、第十八の部分までは、以後の集に可有之。十九之巻の長哥・旋頭歌・誹諧の躰は多分ならず。殊に当巻の大哥所の御哥、聖朝樂曲、和哥の奥儀なり」と述べてをり、そのことは確認出来る。

無論、巻19・20に惹かれるといふことと、『童蒙抄』↓『秘抄』の転位の過程で例外的に削除がなされたといふことは、さう簡単には結びつくものではない。以上述べた事柄は、兼良を取り巻く一つの状況に過ぎない(念のためにいひそへて置けば、前掲の3首が削除された理由に、今の所思ひ当たるものがない)。

六、愚見抄の問題

『愚見抄』の問題は、既に片桐氏が詳細に論じられたところであり、筆者に追加すべき大きな点はない。片桐氏の論の要点を整理すれば、

をおかれて、諸国の風俗の詩をとりあつめらる。本朝の大歌所

もそれにおなじ。

〔愚見抄・彰考館本〕

近江国よりうたひ出せる曲也。曲の字をふりとよむ、今ノ代ノ猿樂などに、近江ぶし・やまとぶしなどいふことし。毛詩には風の中に十五個の詩あり。それを鄭風・衛風などいへり。

〔童蒙抄〕

これは、あふみのくにより出たる曲也。曲の字をふりとよむ、たとへば今の代の猿樂などに、あふみぶし・やまとぶしなどいふがごとし。毛詩には風の中に十五国の詩あり。それを鄭風・衛風などいへり。漢朝には采詩の官をおかれて、諸国の風俗の詩をとりあつめらる。本朝の大哥所それに准ずべし。

となる。即ち彰考館本は、(1)問答体ではない、(2)注文の内容が少ない、などの特色がある。他の『愚見抄』と同じ奥書を有するので、恐らく抄出本であらう。この抄出行為は、あるいは彰考館の謄写作業の過程でなされたのかもしれない。

七、冬良注の論郭

前節まで見てきた如く、兼良の古今学は様々な変貌を遂げてはゐるものの、その全貌を我々は何か知りうるのであるが、男冬良の古今学となると、資料が実に僅少なのである。ために従来冬良注について論を及ぼされたのは、松田武夫氏ただ一人である。この事実

(1)愚見抄||仮名序注十卷20ノ注

(2)注の形式は問答体である。

(3)文体は『童蒙抄』などと異なるものの、内容は一致する。

(4)内容は『秘抄』よりも『童蒙抄』に近い。

とならう。(2)などは、本書が良鎮に伝受されたものだといふことから見て、極めて得心の行く事柄である。

小論で問題としたのは、『愚見抄』の伝本自体に二系統あるのではないか、といふ点である。今比較のため、『童蒙抄』を併せて引用すると、

〔愚見抄・京大本〕

あふみぶり 当国の風俗の哥にや。是も大嘗会の御哥にや。時代いかゞ。あふみぶりとは、近江国によりうたひ出せる曲也。

曲の字をふりとよむ、たとへば今の世の猿樂などに、あふみぶし・やまとぶしなどいふがごとし。毛詩には風の中に十五国の詩有。それを鄭風・衛風などいへり。唐土には采詩の官をおかれて、諸国の風俗の詩をとりあつめらる。本朝の大哥所もそれとおなじ。

〔愚見抄・神宮本〕

あふみぶり 当国の風俗のうたにや。これも大嘗会の御哥にや。時代又如何。あふみぶりとは、あふみの国よりうたひ出せる曲なり。曲の字をふりとよむ、たとへばいまのよの猿樂などに、あふみぶし・やまとぶしなどいふがごとし。毛詩には風の中に十五国の詩有。それを鄭風・衛風などいへり。唐土には采詩官

は、兼良学の大きさを意味するのかもしれないけれども、それにしても余りの少なさが気になるのである。

冬良が『古今集』の講釈を行ったことは確実である。そのことは例へば、尊経閣文庫蔵『於先一条殿号妙華寺殿古今御談議之時廿首』(八七、什上)から伺ひうる。該書は、最初に「此廿首永正七年廿四日於一条殿古今御談議／在之砌御当座各探題也」と端作があり、冬良の、

日影にや猶なひくらんてる月のかつらにちきるけふのあふひも
(題・葵)

に続き、持明院基春・中御門宣秀・松殿忠頭・甘露寺伊長・中山康親以下の詠歌が載せられてゐる。

恐らくこの談義の記録は、たまたま残つたもので、冬良の談義はしばしばなされたことであらう。とするならば、『冬良注』の資料が皆無であるはずはなく、我々の目に触れないのは、我々の迂闊なのではあるまいか。

その意味で、松田氏が指摘された秘抄・乙の鷹司本④の書入注の存在は重要な資料といへよう。

冬良が古今集重蒙抄に書加へをなしたことが、記録に見えてゐるが、図書寮本(武井曰、④也)にはその奥書に、「首書并被書加勸入事等、悉加注細字令書写了」とあるが如く、「冬良案」とか「冬良勘」等と記して、註の中や、首書の部分に冬良の意見が書き入れてある。それによつて冬良の書入の様子が窺はれるのである。

今ここで書入のすべてを抄出する余裕はないが、書入注と覚しきものを、その形式により分類しつつ、例示してみよう。

I 私勘

私勘、頭注云、うぐひすのさへづり、蛙の鳴を哥といへり。鶯・蛙の声をきく人、なに人が哥をよまざるやといふ説あり。それはあやまり也。真名序おなじき也。(仮名序：花になく鶯……ノ注)

II 愚案

頭注、天神地祇を感動せしむと云。愚案、目に見えぬ鬼神と次詞に侍れば、たゞ天地を感動せしむる義、可レ然也。(仮名序：ちからをも入れずして……ノ注)

III 冬良案

冬良案、如三万葉一事書ハ、国司ハ別ニ有レ之歎。如何。(仮名序：かつらぎの大君を……ノ注)

VI 冬良勘

首書云、冬良勘、頭注、葛城王、敏達五世孫、從四位下美努王男也。天平十年正月叙正三位任右大臣。十五年從一位左大臣。感宝元年四月正一位。又天平八年冬十一月九日、從三位葛城王辞皇族之高名、賜外家之橘姓。勝宝二年正月賜朝臣姓。宝字元正薨七十四云。(同右)

V 冬良今案

冬良今案、遣唐使大使・副使など云官あり。判官ハ其一にや。使を内裏に召て節刀を賜儀式など、上古にはありし也(九九三・詞書注)

以上の他に、何も「符牒」のない細注がかなりあり、頭注もある。また、本行と同じ字の大きさで朱で書かれた注もあり、現状は非常に錯綜してゐる。次に兼良注・冬良注・某注の三者がすべて顔を揃へた場合を見てみよう。

「しもついでも寺に(恋二・五五六詞書)」

兼良注 本行・墨書

出雲路よりすこし下によりたる所也。いま毘沙門堂をいふべし。

冬良注 割注・墨書

定家卿のかける物には、下御霊を云と侍ると云。冬良勘、真せい法師の導師にていへること、左（左）神にたまらぬ白露とよめるは、衣裏の玉を恋の泪によそへてよめるにや。

某注 本行(或割注)・朱書

あべの清ゆき、つゝめども袖にたまらぬ白玉は人を見ぬめのなみだなりけり、小町がもとへ。かへし、小町、おろかなる泪ぞ袖に玉はなすわれはせきあへずたぎつせなれば。

この場合、三つの注が重なり合いつつ注釈の領域を拡げてゐるといへよう。即ち、

兼良注 下出雲寺 毘沙門堂

冬良注 下出雲寺 下御霊社 十袖にたまらぬ玉 涙

某注 袖にたまらぬ玉 涙ノ首ノ證

歌

とまとめることが出来る。冬良注は、兼良注の闕を補ふとともに、定家説の提示によつて、より幅広い解釈の可能性を示したものであ

る。

さて、以上鷹司本の注記を信用して冬良注と思はれるものをいくつか摘出して来たわけだが、より慎重にはこれらの注が正しく冬良のものかどうか、検証すべきではあつた。

そこで次に兼良説が比較的是つきり他と弁別出来るケースを掲げてみよう。それは、兼良の発言が残されてゐる「百和香」(物名・四六四詞書)の注である。同時代の諸注をも参照した。

兼良・柿本備材抄

百和香事 漢武帝月与国嘗 花氣潭如百和合(杜)

童蒙抄

香の名也。

秘抄・乙④

冬良注? 月支国より漢武帝に奉る香也 香の名也。(冬良注) 冬良勘、合香の名也。衆の香を和合する心也。杜子美詩、花氣潭如百和香、又、百和榘とも作り)

秘抄・丁⑦

あはせ香の名也。

両度聞書

あはせたきもの、名也。

古今集聞書 *宮内庁書陵部蔵日野本(日・五一)

あはせたきもの、名也。(実隆注?) 百歩之間ニホフヲカク云也。百種ヲ以テ調ル也。此已下ハ此類也。至テ香ハシキ香也。六条家一ヶノ大事也)

(以下物名卷末ニアリ)百和合 仁王經典護国品第五諸百法師講
般若波羅蜜百師子吼高座ノ前ニ燃百灯焼百ノ和香百ノ種色華
以用テ供ニ養ニ三宝ニ——杜子美即事詩雷声物送千峯雨氣渾如
百和香ノ(注)和胡臥切。古詩博山炉中百和香鬱金蘇合与都梁
。漢武帝時月支国普進百和香

どうやら兼良の古今学に対する寄与は、(1)漢の武帝の時、月支国からこの香が献納されたこと、(2)杜甫の詩の中に用例があること、の二点を指摘したことにあるやうだ。ただそのことは『董蒙抄』『秘抄』には見えてをらず、冬良は兼良からこの口伝(?)を己が書入として追補した、といふのが実際ではあるまいか。その経緯はともあれ、かかる書入をよくなくしうる人物の筆頭が冬良であることは論を俟つまい。

次に冬良注として考へられるのが、拙稿『室町期古今集古注三点』(『研究と資料』14 || 昭60・12)で論じた、大倉精神文化研究所蔵『古今和歌抄』(イイ七)である。該当の書誌はそこで触れたので小論では省略し、結論のみを略述すると次のやうになる。

- (1)大倉本には、冬良といふ署名がある。
- (2)大倉本は近代の影写本で、原本は一条家所蔵本である。
- (3)大倉本には、短歌説を例として考察した限りでは、△汎・兼良流△ともいふべき内容を持つ。

(4)しかし、『董蒙抄』『秘抄』とは全く異なる注も多く、△汎・兼良流△と断定するのは憚られる。
それでは、大倉本がどれほど冬良説を反映してゐるかといふと、

の上皇執し思食めされて、『新古今集』には、巻頭をはじめとして、えらび入られし哥七十八首に及べり。すなはち、又勅を奉て、仮名の序を作進せり。定家卿、撰政の家礼たりしは、たがひに志をかよはし侍るべし。ここに撰政已下は当流につたへしを、応仁の乱にことごとく一条の文庫にして失侍し事、無念のいたりなり。いまに覚悟の事どもを、いさ、かするしつけ侍べし。(秘抄・丁・⑦)

ここで縷々述べられてゐることは、結局、一条家学が即ち良経以来のものであるといふその一点だけである。しかし、△良経古今学△なるものの実態は全く不明、応仁の乱ゆゑの焼失といはればそれまでだが、その信憑性を疑はれても致し方なからう。

実際の注に即して見る以外は途はないのだが、有効な視点を与へてくれる注は少ないのだが、その中で一番歌の注は参考になる。

年の内に春はきにけりひととせをこそとやいはん今年とやいはん

一首のうち、としという字三あり。わざとよみたる。同事病にて、病とはならず。此躰の哥、前後の集にこれおほし。(董蒙抄) 一見妙なのだが、在原元方のこの巻頭歌に注を附す注釈書は、兼良以前のものと、非常に少ないのである。例へば、『教長注』、『顯

昭注』、『顯注密勘』、『僻案抄』、『三秘抄』、『明疑抄』、『為相注』、『親房注』、『六卷抄』、『浄弁注』、『耕雲注』といった、その時代を代表する諸注は何も注してゐない。そのことの不可解さは今措くとして、兼良と同時代の注釈である『両度聞書』の説を見、兼良注との距離を確認し

かなり否定的にならざるをえないのである。例へば、二条后を東宮の御息所といふこと(八詞書)に関して、鷹司本注は「東宮の御時、きさきがねをば御息所と申也。女御・更衣、いづれをも称する也。『源氏』若菜巻に明石中宮を御息所といふに同じ。二条后、此時女御にてまします也」とし、大倉本は「二条后高子ハ長房卿御女、陽成天皇の母后也。いまだ陽成の東宮にておはしましける御時、御やす

所と申侍りし時也という也」としてゐる。両者の注の内容に齟齬が見られるわけではないが、注をつける視点といひ文章といひ、ここに同一の人格を認める必然性は全くない。あるいは、冬良説も兼良説がさうであつたやうに、刻々と変貌を遂げていつたものなのかもしれないが、現存の資料からそこまで想像するのは無理である。尤も、大倉本全体が冬良説といふのではなく、その一部に冬良説が粉れ込んでゐるといふのが最初からの前提だから、かかる不一致をいたづらに訝る必要もないのである。

結局のところ、冬良注と覚しきものはいくつか散見されるもの、これ以上論じて、砂上の楼閣たるを免れまい。資料の博搜が一層必要である。

八、兼良古今学の由来

兼良の古今学が一体どこから来たのか、といふ問題は我々に課せられた難問の一つである。まづ兼良自身の証言に耳を傾けてみよう。
愚老八代の曩祖後京極撰政、神妙の風骨をえ給ひしかば、文治

て置かう。

此歌は、このこと書の年の内の立春と心うる外別の心なし。是はたゞ序分也。只さ、へてみえたる分也。是尤其故ある也。此集の本躰也。一部の歌をもこれにて其理をしるべし。一切の根元となる儀也。貫之が歌の心又是をもて其心をさとるべし。さて此集はよく物の法度を直にするに、大かたさしむきたる立春をば入らずして年の内の立春入る事は如何。此集はこれ君子の徳、万姓の樂あらん事をもと、せり。春といふは四時にとりては祝の時、万物のはじめ也。春のきたる事はめぐみの発する義也。しかれば仁徳も末とをくおこり、民の心もたのしむべきを先尺する義なり。……

宗祇流の所謂△政教主義△の面目躍如たる注である。また、宗祇以後特に顯著となる、△勅撰集△統一△観も既に仄見えてゐることに注意すべきだらう。

一方比して兼良注はまことに素つ気ない。即ち、論じてゐるのは、一首の中に「年」といふ字が三回用ゐられてゐる(正しくは四回か、年の内・一年・去年・今年)こと、しかしそれが歌病ではないこと、その根拠は意図的に詠んでゐるしかつこの躰の歌が『古今集』前後の歌集に多く見えること、などである。

ならば兼良のこの方法は、彼自身において成立したのだらうか。確かに前掲の如く、多くの注釈書は歌病説に触れないどころか、そもそも注自体を存しないのだから、あるいはさうとも見做されかねない。しかし更に注釈書を博搜するならば、兼良もやはり継承者の

一人あつたことが確認されるのである。

〔(7) 源惠梵注〕 * 内閣文庫蔵「古今和歌集注」(二〇〇・一四)年字四字在之。上古病とせざる歟。

〔冷泉持為注〕 * 書陵部蔵「古今和歌集」(二六六・一五)

此哥は、題を二の句によめり。是は五行時火、五常時礼の句、然も胸にあたり。一切の有情は胸に心のあり故也。されば、題を胸の句にをきけり。題は一首の心なる故なり。秘伝。さて此一首は寛平の御時、延喜春宮にておはします年の哥なり。されば、ふる年を寛平にそへたてまつり、新年をば春宮にそへたり。所詮春宮をばしませば、此御代をば春宮の御代とやいはん。又法皇の治世とやいはんと云儀也。又俊頼説には、この一首に年と云字四あり。是は四季の心也。季の字をとしとよむゆへ也と云。

〔蓮心院殿説古今集註〕

義なし。此歌、年の字四あり。昔は如此よむこと多し。此歌は一むきにて詠ずる也。当世は、又、同字を一首に詠ずる事、斟酌也。重て多よむとは別のこと也。分別すべき事也。

特に『蓮心院殿説古今集註』との一致は目をひくが、片桐氏が論じられた如く、飛鳥井説に兼良説の与へた影響は歴然としてゐるから、この場合もあるいはさうなのかもしれない。それはともかく、『蓮心院殿説古今集註』は奥書より、長享3年の栄雅(飛鳥井雅親)の講釈をもととしてゐることが分かるから、『童蒙抄』以後の注であり、ひとまづ除外して考へる。

九、をはりに

『童蒙抄』『秘抄』の書誌的事項を検討して来たが、問題となるところは指摘しえたかと思ふ。しかし、兼良学の基盤には遂に至りえてゐない。更に同時代の諸注を博搜する必要があるし、何よりも古注釈を読む基本的姿勢・方法を我々が獲得する必要がある。単に文献の比較にとどまらぬ、もう一步踏み込んだ説明のためには、古今集古注にとどまつてゐる良いわけはなく、室町期の和漢の注釈行為全般を見渡す視野が必須であらう。その意味で、小論はやややくその入口に立つた躰のものである。(5/1/86)

〔注〕

(1) 但し、(6)に示された数字には、若干の揺れを認めるべきであらう。後掲諸本対照表を参照。

(2) 一二例示すると、「家隆説…定家説…『僻案集』に見えたり…其外色、説有。不可用之」(中巻・稲負鳥事)「例のさまぐく秘事とて、させる證拠もなきあて事ども申人おほかりき。『古今』四人の撰者さたせずして、たゞむかし有ける翁とばかりのせ侍るうへは、其名をき、ても詮なき事にて侍るべし」(同・みたり翁)「冷泉家には口伝多之せず侍り云」(同・和哥秘事)など。(3) この折の冬良談義は、『和歌文学大辞典』の年表などに掲出されてゐる。

(4) そのいくつかを例示する。「愚按、天皇妻ハ皇后也。東宮妻ハ御息所ト申。二条后、此時清和天皇女御、陽成即位之後立后也。陽成三才ニ御ヨリテ、母女御東宮坊被レ渡。今云御世話アリ。

ここで注目すべきなのは、『持為注』と共通する部分があるといふことである。なぜなら、持為と兼良に学的交流があつたらしいからである。

〔後成恩寺禪閣行跡〕 * 東山御文庫記録・甲七十六

一 歌道相伝之儀

後京極攝政以来代々相傳之。別無師範。但冷泉大納言持為卿、為家礼通志之事。

史料批判の必要はあるのだが、前半は『童蒙抄』の序文と趣旨において一致し、後半も今問題としてゐる『持為抄』との類似を説明する一根據となりうる。

僅か一点のみの検討に過ぎないが、兼良の古今学と冷泉家古今学との交渉を認めて良いのではあるまいか。但し、仮に兼良が持為から古今説を受けたとしても、冷泉家古今学に満ち満ちてゐる牽強附会の説話は、全く受け継いでゐない。

今たまたま『持為抄』との類似が指摘出来たわけだが、更に徹底した比較・検討を行へば、兼良注の出所はいくらも明らかになるだらう。かかる腑分けののちはじめて兼良注の立脚点が見えて来るのである。

存所ナケレバ東宮御息所アル時の殿ニ祇候せられ、毎度立坊部類ニ所見也。全御息所ノ存殿ニ被レ渡候中ノヲ云ナリ。何加様異説ニテハ不義ト也」(八・詞書)「梅考、毛詩六義伝ニ大様ヲ注シテ不レ委。仍此論古注ノ妙ハ只裏ニ意含ニテ不レ表外。……」(仮名序・そもくうたのさま…)など。後者の「梅」だが、他の所では「梅按」とも見え、あるいは筆者の号の一部か。(5) 以下の内、詞書あるいは作者に関する注を付するものはある。(6) 新井栄蔵・片桐洋一・青木賜鶴子氏らの一連の論考を参照。(7) 従来「伝冬良注」と呼ばれて来たもの。『中世古今集注釈書解題三』参照。(8) 『中世古今集注釈書解題 四』所掲翻刻による。